

お知らせ

小児医療福祉（小児マル福）制度の改正について

小児医療福祉（小児マル福）制度は、出生の日から小学6年生までの入院・外来を対象として、県及び市で医療費の一部負担金を助成してきましたが、10月診療分から中学生の入院もマル福制度の対象として拡大します。

これに併せて、小学4年生から小学6年生のマル福は、市単独での助成から県医療福祉制度の対象となり、現在使用している「市単独医療福祉費受給者証」は10月1日から使用できなくなります。

8月下旬頃に小学4年生から小学6年生及び中学生を対象に申請書を郵送しますので、同封の返信用封筒にてお早めに申請をお願いします。

なお、一定の所得を超える場合は非該当となります。

問 本庁 医療保険課医療保険G

☎52-1111 内線163・164

金婚・ダイヤモンド婚に該当する方はお申し出ください

社会福祉協議会では、結婚50年・60年・70年を迎えるご夫婦にお祝いとして記念品（記念写真1セット）を贈呈します。民生委員が取りまとめをしておりますので、次の要件に該当する方は、9月4日（木）までに、地区担当民生委員にお申し出ください。

○金婚該当者の要件

平成26年1月1日から12月31日までに、結婚50年を迎えるご夫妻（昭和39年1月1日から12月31日に婚姻）

○ダイヤモンド婚該当者（60年）の要件

平成26年1月1日から12月31日までに、結婚60年を迎えるご夫妻（昭和29年1月1日から12月31日に婚姻）

○ダイヤモンド婚該当者（70年）の要件

平成26年1月1日から12月31日までに、結婚70年を迎えるご夫妻（昭和19年1月1日から12月31日に婚姻）

問 社協 本所総務係 ☎53-1125

〒319-2254 常陸大宮市北町388-2
総合保健福祉センター（かがやき）内

敬老祝金を贈呈します

市では、多年にわたり社会の発展向上に貢献された高齢者の長寿を祝い、77歳、88歳、100歳の誕生日を迎えた方には敬老祝金を、101歳以上の方には記念品を贈呈します。

○対象者

平成26年9月1日現在で、常陸大宮市に居住し、かつ住所を有する方で

- ①昭和12年4月2日から昭和13年4月1日までの間に出生した方（満77歳）
- ②大正15年4月2日から昭和2年4月1日までの間に出生した方（満88歳）
- ③大正3年4月2日から大正4年4月1日までの間に出生した方（満100歳）
- ④大正3年4月1日以前に出生した方（満101歳以上）

○金額等

- ①満77歳の方 7,000円
- ②満88歳の方 10,000円
- ③満100歳の方 100,000円
- ④満101歳以上の方 記念品

○贈呈方法

9月中旬頃に、各地区の民生委員・児童委員、市役所職員等がご自宅にお伺いし、贈呈します。

※77歳・88歳の対象の方は9月中旬頃

※100歳・101歳以上の方は9月中旬以降に市長・副市長が訪問する予定です。

（市長・副市長の訪問に際しては事前にご連絡をしてから訪問します。また、議会等の都合により訪問内容が変更となる場合がございますので予めご了承ください）

問 本庁 介護高齢課介護・高齢者福祉G

☎52-1111 内線175 FAX53-5811

市民が先生に～身近な先生と楽しく学ぼう～

健康・文化・福祉分野などで活躍する豊富な知識をもった方を「ひたまる先生」として登録し、先生と市民が「いつでも・どこでも・だれとでも」をキャッチフレーズに、気軽に楽しく学び合える場を提供します。

既に登録してある先生は、書道・華道・ダンス・マナー講座などの知識を持つ61名。これから学ぼうと思う内容もきっと見つかるはずです。

先生から学ぶ内容については、本庁市民協働課、各総合支所市民福祉課、公民館などに冊子で備え付けてあります。

また、市ホームページからも検索することができますので、個人や団体でぜひ活用してみてください。

問 本庁 市民協働課市民協働G

☎52-1111 内線126